

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	健康増進に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

昭島市は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

昭島市長

公表日

令和8年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	1. 健康増進法(平成14年法律第103号)及び健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号。以下「規則」という。)の規定に基づき、市民の健康の増進のため健康診査、各種検診及び健康相談を行う。 2. 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①各種がん検診
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
個人台帳管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表百十一の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)第2条の表(以下「省令第2条の表」という。) (省令第2条の表における情報照会の根拠) 139の項 (省令第2条の表における情報提供の根拠) 139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号190-0015 東京都昭島市昭和田4丁目7番1号 東京都昭島市保健福祉部健康課 電話番号042-544-5126
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号190-0015 東京都昭島市昭和田4丁目7番1号 東京都昭島市保健福祉部健康課 電話番号042-544-5126
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録等の際には本人からのマイナンバー取得の徹底を行う。また、個人情報の取扱いに関して、手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては、受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際などには、再発防止策等の周知を行っている。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は十分に行っていると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	1-②事務の概要	1. 健康増進法(平成14年法律第103号)及び健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第	1. 健康増進法(平成14年法律第103号)及び健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第	事後	
平成29年4月1日	5-②所属長	健康課長 江沢 秀也	健康課長 倉片 久美子	事後	
令和1年6月28日	I-1-②事務の概要	1. 健康増進法(平成14年法律第103号)及び健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第	1. 健康増進法(平成14年法律第103号)及び健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第	事後	
令和1年6月28日	I-5-②所属長の役職名	健康課長 倉片 久美子	健康課長	事後	
令和1年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	様式変更に伴い、「1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類」から「9. 従業者に対する教	事後	
令和3年3月23日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の76の項	番号法第9条第1項及び別表第1の76の項 行政手続における特定の個人を識別するため	事後	
令和3年3月23日	II-1 いつの時点の計数か	平成30年12月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年3月23日	II-2 いつの時点の計数か	平成30年12月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和4年6月19日	I-1 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム	事前	
令和4年6月19日	I-4 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年6月19日	I-4 ①実施の有無		番号法第19条第8号及び別表第2	事前	
令和3年12月22日	II-1 いつの時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和3年12月22日	II-1 いつの時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和4年6月19日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事前	
令和4年6月19日	IV-6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和4年6月19日	IV-6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和5年9月8日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和5年9月8日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和8年3月31日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の76の項 行政手続における特定の個人を識別するため	番号法第9条第1項及び別表百十一の項	事後	
令和8年3月31日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関	事後	
令和8年3月31日	IV-8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和8年3月31日	IV-8 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイ	事後	
令和8年3月31日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和8年3月31日	IV-11 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	
令和8年3月31日	IV-11 判断の根拠		毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)等に対し、	事後	
令和8年3月31日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号196-0015 東京都昭島市昭和町4丁目7番1号	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号	事後	
令和8年3月31日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号196-0015 東京都昭島市昭和町4丁目7番1号	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号	事後	